

議第107号

呉市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

呉市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

呉市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

呉市病院事業の設置等に関する条例（平成15年呉市条例第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正前	改正後												
<p>(経営の基本等)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 病院事業が経営する<u>病院等</u>（以下「<u>病院等</u>」という。）の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">名称</th> <th style="width: 85%;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公立下蒲刈病院</td> <td>呉市下蒲刈町下島2120番地4</td> </tr> <tr> <td>下蒲刈診療所</td> <td>呉市下蒲刈町田戸2308番地1</td> </tr> <tr> <td>大地蔵診療所</td> <td>呉市下蒲刈町下島3397番地2</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 <u>病院等</u>の診療科目は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(14) 略</p> <p>4 <u>病院等</u>の病床数は、一般病床49床とする。</p> <p>(診療等)</p> <p>第4条 <u>病院等</u>は、呉市国民健康保険の被保険者に対し、次に掲げる診療を行うものとする。ただし、健康保険法（大正11年法律第70号）及び船員保険法（昭和14年法律第73号）の規定による被保険者及び被扶養者、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による被保険者、生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定により医療扶助を受けている者、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第15</p>	名称	位置	公立下蒲刈病院	呉市下蒲刈町下島2120番地4	下蒲刈診療所	呉市下蒲刈町田戸2308番地1	大地蔵診療所	呉市下蒲刈町下島3397番地2	<p>(経営の基本等)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 病院事業が経営する<u>病院</u>（以下「<u>病院</u>」という。）の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">名称</th> <th style="width: 85%;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公立下蒲刈病院</td> <td>呉市下蒲刈町下島2120番地4</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 <u>病院</u>の診療科目は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(14) 略</p> <p>4 <u>病院</u>の病床数は、一般病床49床とする。</p> <p>(診療等)</p> <p>第4条 <u>病院</u>は、呉市国民健康保険の被保険者に対し、次に掲げる診療を行うものとする。ただし、健康保険法（大正11年法律第70号）及び船員保険法（昭和14年法律第73号）の規定による被保険者及び被扶養者、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による被保険者、生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定により医療扶助を受けている者、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第15</p>	名称	位置	公立下蒲刈病院	呉市下蒲刈町下島2120番地4
名称	位置												
公立下蒲刈病院	呉市下蒲刈町下島2120番地4												
下蒲刈診療所	呉市下蒲刈町田戸2308番地1												
大地蔵診療所	呉市下蒲刈町下島3397番地2												
名称	位置												
公立下蒲刈病院	呉市下蒲刈町下島2120番地4												

<p>2号) その他の法令の規定に基づき組織する共済組合の組合員及び被扶養者その他の者に対しても診療を行うことができる。</p> <p>(1) ～(4) 略</p> <p>(5) <u>病院等</u>への入院並びにその療養に伴う世話その他の看護及び食事療養</p> <p>(6) 略</p> <p>2 <u>病院等</u>は、前項各号に掲げる診療のほか、介護保険法（平成9年法律第123号）第9条に規定する被保険者に対して、次に掲げる事業を行うことができる。</p> <p>(1) ・(2) 略</p>	<p>2号) その他の法令の規定に基づき組織する共済組合の組合員及び被扶養者その他の者に対しても診療を行うことができる。</p> <p>(1) ～(4) 略</p> <p>(5) <u>病院</u>への入院並びにその療養に伴う世話その他の看護及び食事療養</p> <p>(6) 略</p> <p>2 <u>病院</u>は、前項各号に掲げる診療のほか、介護保険法（平成9年法律第123号）第9条に規定する被保険者に対して、次に掲げる事業を行うことができる。</p> <p>(1) ・(2) 略</p>
---	---

付 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(提案理由)

蒲刈診療所及び大地蔵診療所を廃止するため、この条例案を提出する。